損保ジャパン
SOMPO Innovation for Wellbeing

2024年10月

海外旅行総合保険「ファミリープラン」

このチラシはファミリープランの概要を説明したものです。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金 、疾病死亡保険金、賠償責任保険金、携行品損害保険金等の補償内容、サービス内容、ご契約時やご契約後、およびその他の注意事項等については、海外旅行総合保険パンフレットに記載しておりますので、ご契約前に本チラシとあわせて必ず参照してください。

ご家族ひとりひとりに合ったご契約タイプをお選びいただけます！

【ご契約タイプのご選択方法】
ご本人とご家族の保険料は異なりますので、それぞれの保険料を参照してください。
ただし、ご家族のタイプはご本人の保険金額以下となるようにお選びください（賠償責任と携行品損害については、ご家族が選ばれたタイプの保険金額にかかわらず、ご本人のタイプの保険金額がご家族共有の保険金額となります。）
（注）3歳未満の場合はお引受けできないタイプもございます。別途ご相談ください。

ファミリープランにお申し込みいただける被保険者（保険の対象となる方）は、以下の方となります。
ご家族の範囲以外の方が加入された場合、保険金を減額することやお支払いできないことがあります。

ご家族の範囲

①ご本人（申込書の本人欄にご記入される方）　②ご本人の配偶者（旅行後に婚姻の届出を予定する方を含みます。）
③ご本人またはその配偶者の同居の親族　④ご本人またはその配偶者の別居の未婚（※）のお子さま
（※）これまでに婚姻歴のないことをいいます。

保険料例

下記以外のタイプについては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約タイプ		F06（69歳以下の方用）		F07（69歳以下の方用）		G06（70歳以上の方用）		G09（70歳以上の方用）	
おひとりあたりの保険金額	傷害死亡・後遺障害	1,000万円		500万円		1,000万円		500万円	
	治療・救援費用	無制限		3,000万円		無制限		2,000万円	
	応急治療・救援費用	300万円		300万円		300万円		300万円	
	疾病死亡	1,000万円		500万円		500万円		500万円	
	旅行事故緊急費用	5万円		5万円		5万円		5万円	
ご家族共有保険金額	賠償責任	1億円		1億円		1億円		5,000万円	
	携行品損害	50万円		50万円		50万円		30万円	
合計保険料	保険期間	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり
	1日まで	4,010円	2,980円	3,440円	2,410円	3,850円	2,820円	3,270円	2,380円
	2日まで	4,530円	3,250円	3,930円	2,650円	4,370円	3,090円	3,710円	2,610円
	3日まで	5,280円	3,860円	4,570円	3,150円	5,110円	3,690円	4,330円	3,110円
	4日まで	5,960円	4,420円	5,150円	3,610円	5,780円	4,240円	4,880円	3,560円
	5日まで	7,210円	4,900円	6,330円	4,020円	7,030円	4,720円	5,930円	3,950円
	6日まで	8,550円	5,720円	7,540円	4,710円	8,370円	5,540円	7,050円	4,630円
	7日まで	9,410円	6,020円	8,370円	4,980円	9,230円	5,840円	7,800円	4,900円
	8日まで	10,410円	6,280円	9,330円	5,200円	10,230円	6,100円	8,660円	5,120円
	9日まで	11,670円	6,810円	10,500円	5,640円	11,480円	6,620円	9,700円	5,550円
	10日まで	12,700円	7,650円	11,400円	6,350円	12,510円	7,460円	10,570円	6,250円
	11日まで	14,220円	8,560円	12,770円	7,110円	14,030円	8,370円	11,840円	7,000円
	12日まで	15,250円	9,300円	13,710円	7,760円	15,060円	9,110円	12,720円	7,630円
	13日まで	18,800円	12,550円	16,800円	10,550円	18,610円	12,360円	15,710円	10,370円
	14日まで	19,560円	13,040円	17,490円	10,970円	19,360円	12,840円	16,370円	10,790円

お支払いする保険金

個人プランと異なる主な補償内容は次のとおりです。その他の補償については海外旅行総合保険パンフレットを参照してください。

1．治療・救援費用保険金【救援費用部分】

次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき治療・救援費用保険金額を限度とします。
被保険者が以下の①～⑦等のいずれかに該当したことにより、以下のア.～キ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額をお支払いします。

＜お支払対象となる主な場合＞
①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして入院された場合
②責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気および歯科疾病を含みません。）により入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。
③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合
⑤責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
⑥病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合
⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて３０日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。　など

＜お支払対象となる主な費用＞
ア.遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用
イ.救援者(※1)の現地（※2）までの航空機等の往復運賃。ただし、入院の場合は継続して３日以上入院された場合にかぎります（被災者（※3）1名につき救援者3名分を限度とします。）。
ウ.当初の旅行行程を離脱した場合、付添者（※4）が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための航空機等運賃およびその間の宿泊施設の客室料。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします（宿泊施設の客室料は14日分を限度とします。）。
エ.現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料。ただし、入院の場合は継続して3日以上入院された場合にかぎります（被災者1名につき救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。）。
オ.治療を継続中の被災者を自国の病院等へ移転するための費用（ただし、入院の場合は継続して3日以上入院された場合にかぎります。）。また、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。
カ.被災者が死亡した場合の遺体処理費用（被災者1名につき100万円を限度とします。）および現地から自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。
キ.諸雑費
a.救援者の渡航手続費
b.救援者が現地で支出した交通費、被災者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費
ただし、a.b.の費用は、入院の場合は継続して3日以上入院された場合にかぎります。
c.被保険者が現地で支出した交通費、被災者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費
ただし、治療費用部分で支払われる費用は除き、a.～c.を合計して40万円を限度とします。

（※1）現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。ただし、付添者を除きます。）をいいます。
（※2）事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
（※3）保険金をお支払いする場合のいずれかに該当した被保険者をいいます。
（※4）被災者以外の被保険者をいいます。

2．賠償責任保険金

1回の事故につきお支払いする保険金は、家族分を合計して保険金額を限度とします。

3．携行品損害保険金

保険期間を通じてお支払いする保険金は、家族分を合計して保険金額を限度とします。

用語のご説明

用語	定義
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※１）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※２）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）　内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

★このチラシは「ファミリープラン（家族旅行特約セット海外旅行総合保険）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「パンフレット」「ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
★被保険者となる方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

SOMPO 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
＜連絡先＞https://www.sompo-japan.co.jp/contact/

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

（SJ24-51041　2024.7.3）504591 -0400